

記者発表資料

令和5年度 災害時等応急対策に関する基本協定締結業者を公募します。

立野ダム工事事務所では、管理するダム事業区域において、災害が発生若しくは発生が予測された場合、緊急的に事業区域内の巡視または応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的として、『立野ダム工事事務所における災害時等応急対策に関する基本協定』の締結業者を公募します。

協定の締結を希望される事業者は、別紙「公告」をご覧のうえ、「協定締結参加資格確認申請書」により申請をお願いします。

○公募の内容

1) 公募部門

【業務分野】

- ① 測量・設計部門
- ② 測量・設計（大規模斜面検討等）部門
- ③ 地質調査部門
- ④ 航空写真撮影・航空レーザー測量部門

※「航空写真撮影・航空レーザー測量部門」については、「航空写真撮影」「航空レーザー測量」のいずれかの応募でも可とする

【工事分野】

- ① 土木部門
- ② 光ケーブル関係等部門

2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

- ・交付期間 令和5年2月6日（月）から令和5年2月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ・交付場所 国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 工務課
- ・交付方法 電子メールで送信します。
詳しくは、下記問い合わせ先にご連絡下さい。

3) 技術資料提出期間

- ・提出期間 令和5年2月6日（月）から令和5年2月27日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

【問い合わせ先】

〒861-8019 熊本市東区下南部1丁目4-73
国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 TEL:096-385-0707
工務課工務第一係 山田（内線312）、中尾（内線313）

公 告

立野ダム工事事務所における災害時等応急対策（業務分野）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和5年 2月 6日

国土交通省 九州地方整備局
立野ダム工事事務所長 甲斐 公久

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

立野ダム工事事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、立野ダム工事事務所（以下「当事務所」という。）の直轄管理区間及び工事用道路区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応急対策に関し、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、緊急時の点検・調査・測量・設計・航空写真撮影を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 協定対象区域

本協定の対象は、「業務分野（測量・設計部門、測量・設計（大規模斜面検討等）部門、地質調査部門及び航空写真撮影・航空レーザー測量部門）」とし、公募する協定対象区域は、下記のとおり予定している。ただし、それ以外の区域であっても当事務所が必要と判断した場合は、本協定の対象区域とする。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合がある。

対 象 部 門	協定対象区域
測量・設計	立野ダム工事事務所管内
測量・設計（大規模斜面検討等）	
地質調査	
航空写真撮影・航空レーザー測量	

※「航空写真撮影・航空レーザー測量部門」については、「航空写真撮影」「航空レーザー測量」のいずれかの応募でも可とする。

※当事務所が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第27条の規定に基づき管理区間外の事務を行う場合には、その事務を行う範囲を本協定の対象区域とする。

(3) 協定期間 令和5年 4月 1日（予定） ～ 令和6年 3月31日

(4) 協定を締結する企業の特定

- 1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。
本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

提出は1部門のみとし重複提出を認めない。

2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

①技術者の所在地

②災害を想定した簡易な業務計画(「航空写真撮影・航空レーザー測量部門」においては撮影又は測量計画)

③有資格技術者数等

④対象部門の業務実績

※「測量・設計(大規模斜面検討等)部門」以外の部門

⑤同種又は類似業務の実績

※「測量・設計(大規模斜面検討等)部門」のみ

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

(5) 本協定締結後の業務等の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が業務の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区間の協定を締結した企業(以下「協定企業」という。)に対して、必要となる業務の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は業務の請負契約を速やかに締結するものとする。

2) 1) に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定区間の協定企業に業務を実施させることが適切でないと判断した場合は、同部門の他の協定企業の了解を得て、必要となる業務の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として業務の請負契約を速やかに締結するものとする。

3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の希望の部門に関する一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の土木関係建設コンサルタントの一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者は当該協定を無効とする。

各部門の参加資格については、以下のとおりとする。

対象部門	一般競争(指名競争)参加資格
測量・設計	土木関係建設コンサルタント
測量・設計(大規模斜面検討等)	
地質調査	地質調査
航空写真撮影・航空レーザー測量	測量

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 「測量・設計（大規模斜面検討等）部門」については、平成24年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有すること。

- ・同種業務：国立公園内の河川に面した斜面对策工検討業務（砂防を除く）
- ・類似業務：河川に面した斜面对策工検討業務（砂防を除く）

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とする。

(5) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。

(6) 本店・支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所で、配置予定技術者が恒常的に常駐しているところに限る。以下同じ）が以下のとおり所在すること。

対 象 部 門	本店・支店等営業所の所在地
測量・設計	熊本県内
測量・設計（大規模斜面検討等）	九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内
地質調査	九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内
航空写真撮影・航空レーザー測量	熊本県内

また、上記の本店・支店等営業所に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。

「測量・設計部門」及び「測量・設計（大規模斜面検討等）部門」

：「測量士1名以上かつ、技術士又はRCCM1名以上

資格区分は下記のとおりとする。

- 技術士：建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕
- RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門

「地質調査部門」：技術士又はRCCM1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

- 技術士：建設部門、応用理学部門〔選択科目が地質に限る〕、総合技術監理部門〔選択科目が建設部門又は応用理学－地質に限る〕
- RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門

「航空写真撮影・航空レーザー測量部門」：測量士1名以上

- (7) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ配置予定技術者が概ね下記の通り到着できる体制を確保できること。

対 象 部 門	当事務所までの到着時間
測量・設計	30分以内
測量・設計（大規模斜面検討等）	3時間以内
地質調査	3時間以内
航空写真撮影・航空レーザー測量	30分以内

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (9) 災害を想定した簡易な業務計画(航空写真撮影・航空レーザー測量部門においては、撮影又は測量計画)が適切であること。

3. 基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒861-8019

熊本市東区下南部1丁目4-73

国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所

担当： 工務課 工務第一係

電話： 096-385-0707

- (2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間： 令和5年2月6日（月）から令和5年2月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所： 国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 工務課

③ 交付方法： 電子メールで送信します。
詳しくは、上記（1）担当部局へ問い合わせ下さい。

- (3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 令和5年2月6日（月）から令和5年2月27日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

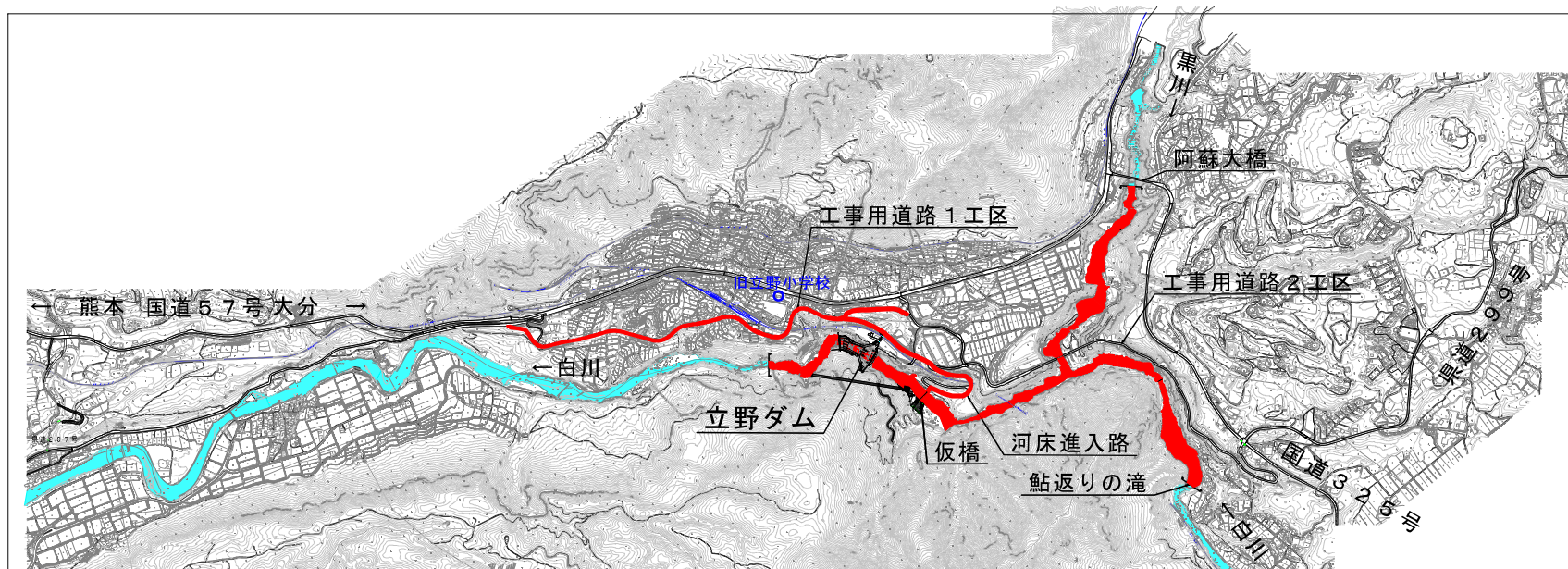
② 提出場所： 上記3.（2）②に同じ。

③ 提出方法： 郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。


4 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

基本協定区間



基本協定締結区間		区間距離
工事用道路	1工区・河床進入路・仮橋	3.4km
白川	45k400 ~ 48k550 (鮎返りの滝)	3.1km
黒川	0k000~1k300 (阿蘇大橋下流端)	1.3km
		計 7.8km

凡 例	
	協定対象区域

公 告

立野ダム工事事務所における災害時等応急対策（工事分野）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和5年 2月 6日

国土交通省 九州地方整備局
立野ダム工事事務所長 甲斐 公久

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

立野ダム工事事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、立野ダム工事事務所（以下「当事務所」という。）の直轄管理区間及び工事用道路区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応急対策に関し、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、応急復旧工事等を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 協定対象区域

本協定の対象は、「工事分野（土木部門、光ケーブル関係等部門）」とし、公募する協定対象区域は、下記のとおり予定している。ただし、それ以外の区域であっても当事務所が必要と判断した場合は、本協定の対象区域とする。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合がある。

対 象 部 門	協定対象区域
土木	立野ダム工事事務所管内
光ケーブル関係等	

※「土木部門」における補足説明

「土木部門」で協定を締結した企業は、洪水時及び地震発生時等において当事務所より要請があった場合、協定区間の巡視を行うものとし、この巡視については、1.（5）でいう災害が発生した場合等における工事の請負契約とは別に「立野ダム工事事務所管内災害時巡視」の契約を行うものとする。また、同契約において、管内の連絡員を選任して契約する場合がある。

(3) 協定期間 令和 5年 4月 1日（予定） ～ 令和 6年 3月31日

(4) 協定を締結する企業の特定

1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。

本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

提出は1部門のみとし重複提出を認めない。

2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

【土木部門】

- ①工事基地の所在地
- ②災害を想定した簡易な施工計画
- ③有資格技術者数等
- ④対象部門の工事实績
- ⑤保有機械一覧・保有資材一覧
- ⑥地域貢献度（災害協定等の実績）
- ⑦その他評価すべき事項

【光ケーブル関係等部門】

- ①工事基地の所在地
- ②災害を想定した簡易な施工計画
- ③配置可能技術者の資格等
- ④光ケーブル敷設工事・移設工事の実績
- ⑤保有機械一覧・保有資材一覧
- ⑥地域貢献度（災害協定等の実績）
- ⑦その他評価すべき事項

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象企業を特定する。
ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

(5) 本協定締結後の工事等の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が工事等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区間の協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる工事等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

2) 1) に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定区間の協定企業に工事等を実施させることが適切でないと判断した場合は、同部門の他の協定企業の了解を得て、必要となる工事等の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、工事は行わない。

2. 参加資格要件

【土木部門、光ケーブル関係等部門共通】

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。

(6) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

【土木部門】

(7) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の一般土木工事に係るC又はD等級の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の一般土木工事に係るC又はD等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者は当該協定を無効とする。

(8) 熊本市、菊池郡（大津町、菊陽町）、阿蘇市、阿蘇郡（高森町、南阿蘇村、西原村）に建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

(9) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区域へ配置予定技術者が概ね1時間以内に到着できる体制を確保できること。

(10) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の一般土木工事に係るC又はD等級の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の一般土木工事に係るC又はD等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。

なお、令和6年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。

また、経常建設共同企業体とその構成員単位での重複参加は認めない。

【光ケーブル関係等部門】

(11) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者は当該協定を無効とする。

(12) 平成20年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

① 国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含

む。)又は地方公共団体が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点以上であること。

(13)九州地方整備局における通信設備工事のうち、平成30年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。

(14)建設業法に基づく営業所等(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による)が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県内に所在すること。

(15)当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ配置予定技術者が概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。

(16)経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の通信設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の通信設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。

なお、令和6年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。
また、経常建設共同企業体とその構成員単位での重複参加は認めない。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-8019

熊本市東区下南部1丁目4-73

国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所

担当： 工務課 工務第一係

電話： 096-385-0707

(2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間： 令和5年2月6日(月)から令和5年2月24日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所： 国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 工務課

③ 交付方法： 電子メールで送信します。
詳しくは、上記(1)担当部局へ問い合わせ下さい。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 令和5年2月6日(月)から令和5年2月27日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

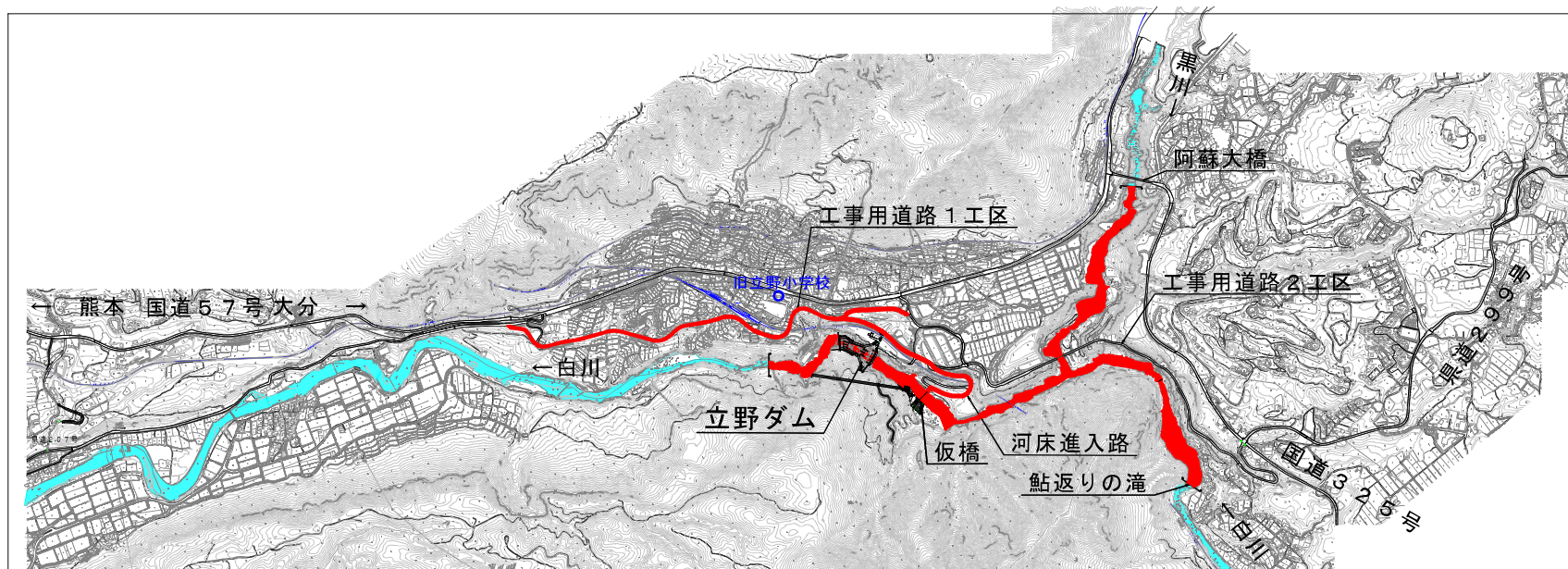
② 提出場所： 上記3.(2)②に同じ。

- ③ 提出方法： 郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。


4 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

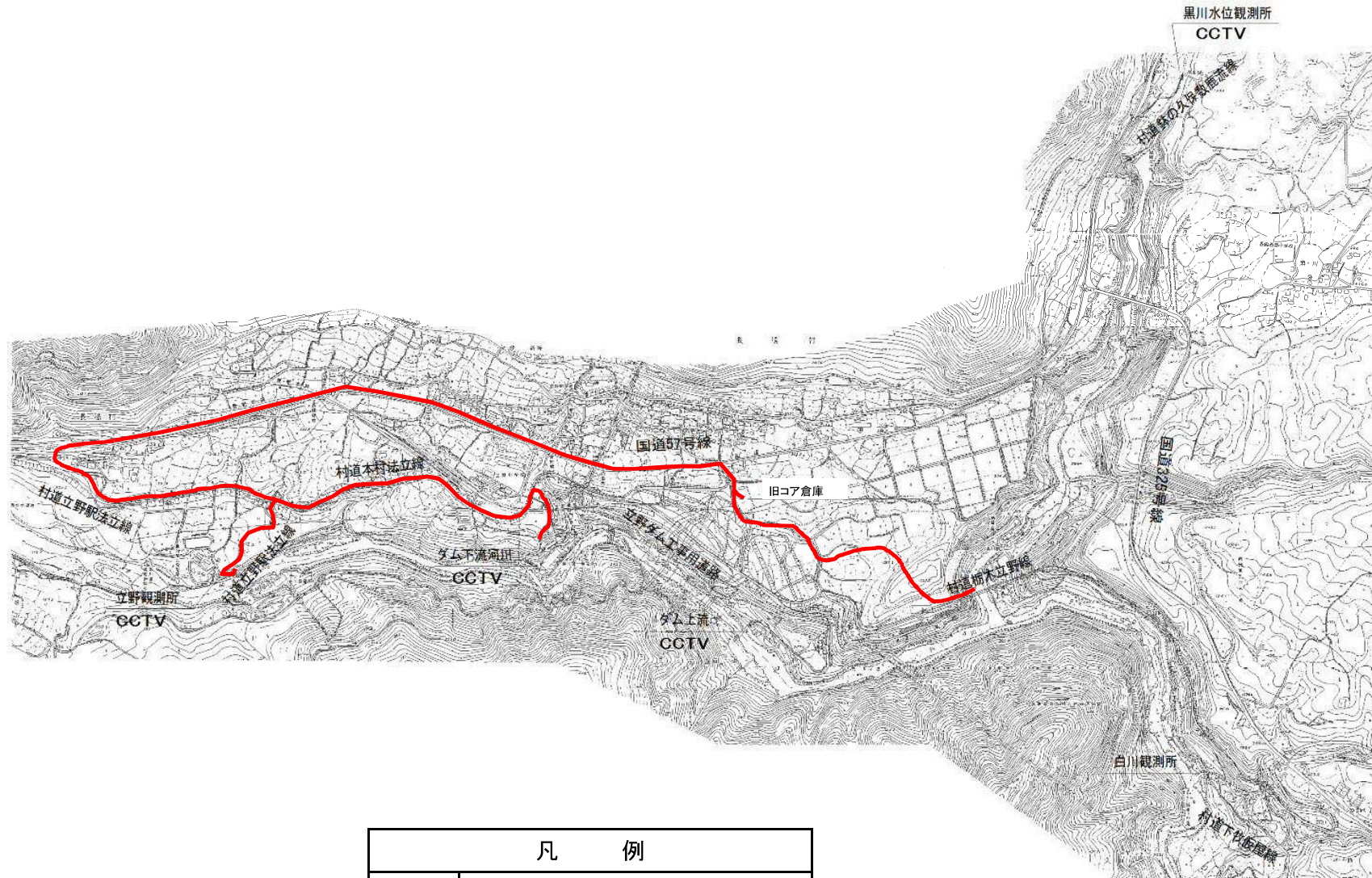
基本協定区間




基本協定締結区間		区間距離
工事用道路	1工区・河床進入路・仮橋	3.4km
白川	45k400 ~ 48k550 (鮎返りの滝)	3.1km
黒川	0k000~1k300 (阿蘇大橋下流端)	1.3km
		計 7.8km

凡 例	
	協定対象区域

基本協定区間【工事分野:光ケーブル関係等部門】



凡 例	
	光ケーブル(区間延長:約5.2km)